



「大切な 未来を築く その権利」

～在外選挙の制度と手続きについて～

在外選挙登録資格

①満20歳以上で ②日本国籍を持っていて ③海外に3ヶ月以上お住まいの方

登録・投票は簡単です



公職選挙法の改正により2016年6月19日において満18歳以上の方(1998年6月20日以前の出生者)も登録申請できます

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける

選挙人証の受取

用意するもの



旅券



申請書



居住している事を証明できる書類



※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

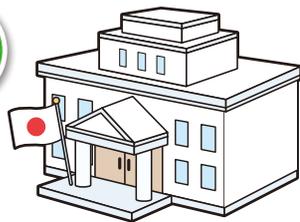
代理で同居家族を通じた申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券をご用意ください。
※領事窓口または総務省のホームページから入手できます。



在外投票は次の3つの方法から選択できます

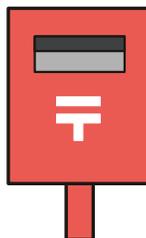
直接派?



郵便等投票

投票用紙等を請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



国内派?

在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に向いて投票する方法。

日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3ヶ月未満の方は、日本国内でも投票できます。

外務省

平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

詳しくは、在アルゼンチン日本国大使館

TEL:11-4318-8220 Mail:conbsas@bn.mofa.go.jp

または [外務省 在外選挙](#) [検索](#) まで。